

セクシュアルハラスメントによる精神障害の 労災請求に関する相談窓口について

長崎労働局では、職場におけるセクシュアルハラスメントによる精神障害
に関して労災請求相談窓口を開設しております。

相談は臨床心理士の資格を有する専門の女性調査員が応じます。

プライバシーは厳守しますので、お気軽にご相談ください。

【対象となる方】

職場でセクシュアルハラスメント等を受けられたご本人

【相談日時・場所】

相談日時： ご相談日は予約制となります。必ず事前にお問い合わせ下さい。
(希望される日をお聞きし、日程調整の上相談をお受けします。)

相談場所： 長崎労働局労災補償課
長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階

お問い合わせ先

長崎労働局労働基準部労災補償課
電話 095 (801) 0012 (直通)
(受付時間 平日 午前9時から午後5時まで)